第 4 回　第 10 期かかみがはら高齢者総合プラン策定委員会
議事要旨

１．開催概要

開催日時	令和 8 年 10 月 22 日（木）13:30-14:50
会場	産業文化センター8 階第 2 会議室
出席者	別紙名簿参照
議題	１．開会 ２．審議事項 （１）第 9 期計画における施策・事業の進捗状況について （２）第 10 期計画の素案について ３．その他 ４．閉会
配布資料	①　【資料１】指標一覧 ②　【資料２】素案

１　開会

２　審議事項

（１）第９期計画における施策・事業の進捗状況について

事務局　　【説明】（素案　第２章 10 ページから）

【説明】（指標変更（案））

委員長　　ご質問、ご意見等はあるか。

特にないようなので、次の議題に移る。

（２）第 10 期計画の素案について

事務局　　【説明】（資料２　第４章 60 ページ）

委員長　　ご質問、ご意見等はあるか。

委員Ａ　　80 ページの「２　日常生活自立支援事業の普及」について、現在もかなり困っている。人手が足りないとか、申込者が多いとのことで、そのときに必要な対応ができていない。今回の第 10 期で挙げていただけるとのことだが、市として具体的な打開策とここで挙げられた取組の方向性を教えていただきたい。

基本目標７の 88 ページの９行目の「居宅介護支援専門員では、本来業務以外の対応に負担感を感じる場面が『ある』と回答した人が約３割」について、具体的な対応策は入らないのか。何か検討しているものがあるなら教えていただきたい。

事務局　　日常生活自立支援事業については、市は社会福祉協議会につなげるよう取り組んでいるが、人数の関係で待機している人がいるという現状があるので、課題と感じている。関係機関と調整を検討しており、協議していく。

委員長　　現状については、社会福祉協議会からお話しいただきたい。

委員Ｂ　　令和８年３月末時点で十数人の待機者がいた。今までは正規職員１人、嘱託２人という嘱託頼みでいた部署を、令和８年度になって、正規職員２人、嘱託１人とし、現在は待機者ゼロになった。今までの日常生活支援事業で、金銭的な管理に不安がある方からの相談があったときにはどんどん受け付けていたが、その都度、本人に意思があるかどうかの確認や、お金の使い方は分かるがそもそも足りていないとか、あちこちに借金があって回っていないというような方は、家計支援という生活困窮のほうのサービスのほうで対応してもらうように整理した。中には、日常生活自立支援事業ではなく成年後見制度で対応する案件ではないかということもあり、そちらで対応したものもあった。現在では日常生活自立支援事業の待機者はゼロということで、相談いただけたら対応できるとは思っている。

ついでに意見を言うと、79 ページの「（３）権利擁護支援体制の充実」について、現状、社会福祉協議会が受託している成年後見支援センターは、中核機関として受けている。受託しながら、日常生活も見ながらなので職員が手薄である。正規職員１人を２人にして体

制を整えてきているが、委託事業の受託金としては正規職員１人、嘱託２人でいただいているので、そういったところも含めて充実をしていただけたらありがたい。

事務局　２点目について、ケアマネジャーのシャドウワークというのは、本来のケアマネ業務以外で利用者からお願いされて代行している仕事である。書類が足りないから一緒に探してほしいなど、いろいろと頼まれるが、本来の業務以外なので負担になってしまっている現状がある。来年度の介護保険体制でこうしたシャドウワークに関する対応ということで、国のほうで話し合いが続いているが、新しい指針が出ていない段階である。恐らく 12 月後半にはある程度の情報が市に下りてくると思うので、そうした内容を改めてプランのほうにも反映していきたい。

委員長　90 ページの「（２）介護サービスの基盤整備」について、来期は、施設整備は基本的にはやらない方向だが、今、特養の待機者はどのくらいか。

事務局　特別養護老人ホームの待機者については、年々減少傾向にある。一部、特定の施設には申し込みが多いという現状もある。比較的費用の安い多床室の施設や、新しいきれいな施設だと申込者が多いなど、施設ごとの申込者の差があり、現在、各務原市内の特別養護老人ホームの空きのある施設もある。数年前までは特別養護老人ホームに全然入れないという状態はあったが、介護保険の制度外の有料老人ホームが増えてきている関係もあり、特別養護老人ホームの待機者が減っているという現状がある。

委員長　これまでも、待機とは言ってもほぼ１年以内には入所できている。

事務局　そうである。概ね１年以内には入所されており、中には事前に申し込みをされていて、順番が来たが、まだ今は大丈夫ということで２年以上待機されている方もいる。

委員長　延べでカウントしているので、１人で何施設も申し込んでいることもある。

委員Ｂ　79 ページの「（２）相談体制の充実」の重層的支援体制整備事業については、生活支援課がその部署になるかと思う。取組内容と見ると高齢の部分だけなので、高齢介護課と地域包括支援センター、２番のほうでは、社会福祉課と社会福祉協議会と社会福祉事業団となっており、重層的支援体制を実施する部署の名前があまり出てきていないのではないかと思う。もう少し書き加えてはどうか。

個人的に社会福祉協議会として心配しているところが、80 ページの「成年後見制度の適切な利用・理解の促進」について、「高齢者の意思決定を重視した適切な事業利用につなげます」と当然なことが書いてある。適切な事業につなげるその先のところは社会福祉協議会でやることになると思うが、国からはそんなにお金が出ないような話も聞こえてきているので、お先真っ暗だと思う。日常生活支援事業と併せて同じような状況になるかと思うので、もし、国からの手当がそうない事業が展開されるとするならば、市からも応援をしていただきたい。

事務局　１点目の重層の担当部署について、記載が甘いのではないかという点は、プランはまだ決定ではないので、また検討して関係課を記載する。

２点目の成年後見については、国の補助が期待できないということであったが、こちらとしてもまだ国からのそういった意見は下りてきていない状況であり、市からの補助がで

きるかは検討する段階であるので、また協議したい。

委員長　81 ページの「（４）家族介護者への支援の充実」について、例えばヤングケアラーの問題について、最初に気付くのが先生だと思う。子どもたちの様子が少し変だと気付いた先生から担当部署の子ども家庭センターや地域包括支援センターに相談が来るというルートが確実に学校の先生方で共有されて、学校としてそういう相談ができるようになればいいと思う。いろいろな調査を見ると、例えばヤングケアラーを発見したときに、半分くらいの学校が先生たちで何とかしようとしてしまうので、そうではなく、専門の地域包括支援センターなどにきちんとつなぐルートがあるということを周知するような取組があってもいいと思う。

また、家族介護者支援事業について、以前、社会福祉協議会は家族介護者の会をやっていたが、最近はやっていないのか。

委員Ｂ　最近はやっていない。

委員長　以前、いい取組だと思っていた。家族介護をメインでやっているご家族で、全てではないが、高齢者虐待リスクが高まるので、やはりある程度の横のつながりや、こういうふうに関わるとうまくいくという情報交換があると、より家族介護者にとっては負担軽減にもなる。支援事業というところでは、そういった不安や悩みを共有できる場づくりであるが、それは地域包括支援センターでやるということか。

事務局　今のところ、地域包括支援センターで対応している。

委員長　他にはいかがか。

基本的なことだが、いろいろな数値目標や目標が設定されるが、その設定の根拠や方法は１つ１つあるのか。

事務局　例えば第９期のときに記載があった目標値と現状値を勘案して第10期に反映させたり、現状値から実際にどれくらい増やせることができるかというのを計算して出しているが、説明が長くなるので割愛させていただいている。

委員長　聞かれたときに根拠が示されるようにしておくことは大事だと思う。

委員Ｂ　計画に直接関係ないが、地域活動、地区社協活動を頑張っている地域があり、その頑張った成果が高齢者の生きがいにつながったり、要介護にならないなどの介護予防に十分つながっている。この地域カルテを見ると、本当に自分たちが頑張ってよかったと思う方もいるかと思う。ただ、包括圏域で割っているために、例えば八木山地区は非常に頑張っているが、北部東区域のカルテで見ることになるので、ほかの地域と混ざることで、八木山地区が頑張っている数字が素直に出てこなくなっている。計画に載せるのはこれでいいが、もし可能であればデータをいただいて、こちらで振り分ける作業をしてもいいと思う。それぞれの小学校区ごとに数字が見えると、地域活動がより活発になるのではないかと思うので、可能であればデータが欲しい。

事務局　データは持っているので、社会福祉協議会に提供できるかを協議してお渡しする。

委員長　地域福祉計画や地域活動計画に携わっているとどうしても地区社協単位で見てしまう。この分け方は基本的に中学校区か。

事務局　　そうである。

委員長　　どこの範囲かと戸惑いが少しあった。データをいただけるということなので、よろしくお願いする。

それでは、本日の議題２つについては、第９期の進捗状況と第 10 期の素案ということで、またもう１回、今度は介護保険料を入れた形での最終的な計画策定委員会があるので、そのときにまたいろいろなご質問や最終的なものをやっていただく。それまでにお気付きの点があれば事務局に問い合わせいただければと思う。今日はこの２件について了承していただけるということでよろしいか。

委員一同　異議なし。

委員長　　それでは、このまま進めていっていただければと思う。あと、何度読んでも誤字脱字等の細かいところが出てくると思うので、もしそういったものがあればそれもまた事務局にご連絡いただければと思う。

それでは、今日用意された議題はこれで以上である。いろいろとご意見を頂戴したので、これを来期の高齢者総合プラン策定にも反映させていきたいと思う。以上をもって、本日の議事は全て終了したので、事務局にお返しする。

３　その他

事務局　　11 月 16 日～12 月 15 日までを期間として住民向けのパブリックコメントを実施する。今お渡ししている素案を市民にお見せして意見を募る形になるので、ご承知おき願う。次回の策定委員会は、令和９年１月下旬を予定している。

委員長　　パブリックコメントのときには具体的に金額を入れるのか。

事務局　　金額は、まだその時期には国からの資料がそろっていないので入らない。

委員長　　基本的には計算式があるのでそこはないままとなり、取組を中心とした素案が出るということである。

４　閉会